

時津中央第2土地区画整理事業だより NO.42

発行：時津町 建設部 区画整理課

TEL：095-882-3846

FAX：095-882-5648

E-mail：kukaku@town.togitsu.nagasaki.jp

【1. 審議会委員が交代しました】

学識経験を有する委員である四田忠夫委員が辞任され、新たに井手 宏委員が学識経験を有する委員として選任されました。任期は、令和4年2月10日から令和8年1月22日までです。

また、令和4年2月10日開催の第34回時津中央第2土地区画整理審議会において、会長代理であった加藤清四郎委員が新たに会長として、井手委員が会長代理として選出されました。

【2. 都市計画道路 冬切線～西時津左底線（元村工区）が開通しました】



令和3年12月16日（木）に都市計画道路「冬切線～西時津左底線（元村工区）」が開通しました。工事期間中は、皆様のご協力を賜り、誠にありがとうございました。

【3. 茶屋ノ本公園の供用を開始しました】



令和4年6月20日（月）に「茶屋ノ本公園」の供用を開始しました

「茶屋ノ本公園」は元村町営住宅南側の高台に位置しており、北は大村湾、南は横尾方面、東は長与方面が望めます。

ぜひ、ご利用ください。

【4. 用途地域及び地区計画変更に関する説明会のお知らせ】

日時：令和4年7月13日（水）19:00～

場所：時津町役場第2庁舎4階大会議室

内容：①**用途地域**の変更について（時津中央第2土地区画整理事業関係）

…土地区画整理事業の整備状況を踏まえ、幹線道路である西時津左底線の沿道利用を考慮するため、用途地域の変更を行うものです。

②**地区計画**の変更について（時津中央第2土地区画整理事業関係）

…用途地域の変更にあわせて、幹線道路である西時津左底線の沿道利用を考慮しながら、良好な居住環境の保全と都市景観の向上を推進するために、現行の「時津中央第2西部地区計画」の区域、地区整備計画及び名称の変更を行うものです。

※図面及び地区計画の内容については、別紙①～③を参照

★「用途地域」とは

→良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導する都市計画の制度です。

★「地区計画」とは

→用途地域を補完し、建築物の用途や敷地面積、意匠形態などの決まりを定めて良好なまちづくりを行う都市計画の制度です。

※前日12日にも都市計画の決定・変更に関する説明会が開催されます。内容は下表のとおりですが、13日はそのうちの区画整理に関する内容（赤線部分①②）を抜粋してご説明するものです。

なお、12日の説明会については町広報紙（7月号）及び町ホームページに詳細が掲載されています。

決定・変更する都市計画の内容

No	都市計画の種類	名称
1	道路	「都市計画道路（3・5・303号）西時津左底線」の変更
2		「都市計画道路（3・5・310号）西時津小島田線」の変更
3	用途地域	「都市計画用途地域（時津第10工区埋立事業地）」の変更
4		① <u>「都市計画用途地域（時津中央第2土地区画整理事業地）」の変更</u>
5	地区計画	「都市計画地区計画（時津のだ地区計画）」の決定
6		「都市計画地区計画（十工区地区計画）」の変更
7		② <u>「都市計画地区計画（時津中央第2土地区画整理地区計画）」の変更</u>